

2020年4月16日

全国石油組合理事長 各位  
(4/7 緊急事態宣言のあった7都府県を除く)

全国石油商業組合連合会  
副会長・専務理事 加藤文彦

「緊急事態宣言」発令に伴うSS(ガソリンスタンド)の営業継続について  
(お願い)

○政府は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」を、先に発令した7都府県に加えて、全ての40道府県に対して発令することを決めました。

(実施期間) 2020年4月17日から5月6日まで(予定)

(対象地域) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く  
40道府県

※7都府県については2020年4月7日から5月6日まで(予定)

○これに伴い、資源エネルギー庁からは、先般、森全石連会長宛に発出した別添文書を踏まえ、「都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、石油の供給を含め国民生活及び国民経済の安定確保に不可欠な業務については継続することが求められ」とし、全石連に加盟する石油商業組合の組合員に対して、「石油製品の供給に支障が生じないように、給油所や配送拠点における業務を継続的に実施されたい。」旨、改めて要請されました。

○つきましては、各道府県石油組合理事長におかれましては、加盟組合員に対しまして、速やかに、この旨ご周知して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

なお、SS営業継続につきましては、

- ◆石油製品は生活に欠くことが出ない物品であるとともに、SSは災害時における燃料供給拠点であることにかんがみ、「緊急事態宣言」が発令されている期間においても、可能な限り、営業を継続していただくようお願いいたします。
- ◆なお、営業継続にあたっては、感染防止対策を講じた上で、SS従業員の安全確保を最優先していただき、発熱等の風邪症状がみられる従業員がいるような場合など、安全なSS営業が困難な場合は、営業をお控えいただきますようお願いいたします。

以上

担当:企画調査グループ 坂井、田辺、中村、富永、直井、荻無里

03-3593-5836